

2010 年度建議事項回答

2010 年 12 月 14 日
SJC 産業政策委員会

回答一覧表(カッコ内は前年の回答状況)

分野	項目数	受入可能	一部受入	長期検討	受入困難
労働・労使	6(6)	0(1)	3(2)	1(1)	2(2)
金融	1(10)	0(0)	0(0)	0(2)	1(8)
知的財産権	19(18)	6(6)	4(2)	6(8)	3(2)
個別要望事項	3(8)	0(2)	2(0)	0(1)	1(5)
生活環境改善	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	30(46)	7(11)	9(4)	7(12)	7(19)

労働・労使関係分野 (継続6項目)

- 1) 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃【長期検討】
- 2) 有給休暇の買い取り禁止【受入困難】
- 3) 法定退職金制度の改正【受入困難】
- 4) 非正規職の使用期間制限延長、差別禁止の緩和【一部受入】
- 5) 使用者による労働組合への財政支援の禁止【一部受入】
- 6) 国家有功者雇用義務の弾力的運用【一部受入】

金融分野 (継続1項目)

- 7) 国外支配株主の支払保証による国内借入の支払利息の損金処理【受入困難】

知的財産権分野 (新規6項目、継続13項目)

- 8) インターネット上の著作権侵害に対する法制度の整備【一部受入】
- 9) 韓国での日本CD販売に関する手続き改善【受入困難】
- 10) 韓国向けテレビ番組・劇場用映画ライセンス・ビジネスの問題点【長期検討】
- 11) 特許出願手続きの改善【長期検討】
- 12) 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【長期検討】
- 13) 外国語出願の導入、PCT出願の補正範囲の拡大について【長期検討】
- 14) デザイン登録要件及び商標登録要件の改善【受入可能】
- 15) 物品と受像機が分離している場合への画面デザインの保護の拡充【受入可能】
- 16) 商標出願の先後願に関する規定適用の判断時期【受入不可】
- 17) 特許庁ウェブサイト(KIPRIS)での意匠・商標検索について【受入可能】
- 18) 商標の類否判断に係る審査基準の運用の見直しについて【受入可能】
- 19) 海外著名商標に関する判断基準の適正化について【一部受入】
- 20) 無効審判の請求人適格の制限撤廃【長期検討】
- 21) 特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決【受入困難】
- 22) 侵害立証の容易化【受入可能】
- 23) 間接侵害規定の拡充【長期検討】
- 24) 水際措置の強化について【一部受入】
- 25) 偽造品真偽判定教育の機会の拡大【一部受入】
- 26) 模倣品の規制・取締り強化、知的財産マインド向上【受入可能】

個別要望事項 (新規2項目、継続1項目)

27) 新薬の薬価算定プロセスの改善【一部受入】

28) 薬価事後管理制度の改善【一部受入】

29) 中小企業に配慮した政府調達制度の再施行【受入困難】

生活環境改善分野 (新規1項目)

30) 交通問題についての改善【受入可能】

*下線は新規項目

1. 労働・労使関連分野（継続6項目）

項 目	検討意見
<p>1) <u>就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃【雇用労働部】</u> <<建議要約>> 韓国では、就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には労働組合等の同意を得ることが勤労基準法により規定されているが、同意が前提となると労使交渉では企業側が一方的に不利である。企業が経営環境の変化に柔軟に対応できるよう、労働基準法第94条第1項にある「不利益変更時の同意義務」の撤廃を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則の不利益変更時における勤労者過半数による集団的同意は、1977年大法院(最高裁判所)の判例以来一貫した立場が保たれた後、1989年3月勤労基準法の改正の際に明文化されたもので、 <ul style="list-style-type: none"> －就業規則は勤労契約や団体協約とは異なり使用者によって定まるため、勤労条件の自主決定の原則に従って使用者による一方的な変更を防止し、勤労者の勤労条件の保護を目的とする。 ・但し、判例で就業規則の不利益変更において社会通念として合理性があると認められる場合は、勤労者の集団的同意を得なくても有効であると判示しており(大判 1978.9.12、78ダ 1046 など多数)、 <ul style="list-style-type: none"> －日本の判例及び労働契約法(第9条、第10条)においても「勤労者に不利な一方的賦課」を許容しておらず、就業規則変更の合理的な判断基準を韓国の判例とほぼ同一に示している。 * 秋北バス事件-最大判昭 43.12.25、民集 22巻 13号、3459面、第四銀行事件-最二小判平 9.2.28、民集 51巻 2号、705面、みちのく銀行事件-最一小判平 12.9.7、民集 54巻 7号、2075面 ・現在、上記の判例法理を反映した「就業規則の解釈及び運営指針(2009.4.24)」を施行中。
<p>2) <u>有給休暇の買い取り禁止【雇用労働部】</u> <<建議要約>> 勤労基準法の改正により、未消化有給休暇の買い取り義務免除及び、年次有給休暇の使用促進制度が定められ、一定条件のもと使用者の金銭補償義務が免除された。しかし、本改正は実質不利益改定となるため導入が進まず、有給休暇の実取得、ワークライフバランスの向上に繋がっていない。 昨年の建議書に対する貴政府回答では「勤労条件の変更が社会通念として合理性があると認められる場合、勤労者の集団的同意を受けなくても有効であると判断し、就業規則の変更について柔軟な態度を取っている」とのことだが、本回答が「勤労基準法第61条(年次有給休暇の使用促進)が個々の就業規則や団</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未消化有給休暇の買い取り義務は法に規定がなく、判例により確立した概念で、 <ul style="list-style-type: none"> －休暇制度の本来の趣旨を生かせず、金銭補償の手段として活用されている。 －休暇使用の促進のため使用者の積極的な使用推奨にもかかわらず、勤労者が休暇を使用しない場合は、使用者の金銭補償義務を免除する年次有給休暇の使用促進制度を導入。 ・休暇使用促進措置は、使用者の義務事項ではなく権限に属する事項であり、 <ul style="list-style-type: none"> －団体協約などで権限を放棄しない限り、使用者は休暇使用促進措置を任意で行えるため、別途の法改正は必要としない。 ・休暇使用促進措置制度に係る制度改善(措置時点の短縮など)は、今後、労使の意見聴取な

体協約より優先される」よう法改正を要望する、また、法改正が困難な場合は、本件にかかる行政解釈を官報等に掲載し周知願いたい。

3) 法定退職金制度の改正【雇用労働部】

《建議要約》

韓国では、勤労者退職給与保障法で法定退職金制度が規定されており、退職金の算定基礎額として労働基準法の平均賃金(直近3カ月の平均賃金)が採用されており、法定最低基準の退職金が高いことから長期雇用している従業員が多い日系企業にとっては、定着率をあげれば、あげるほど退職給与引当金が膨らみ経営に与える影響が大きい。このため「法定退職金の算定基礎額の見直し」を要望するとともに、既に導入されている確定拠出型年金制度についてもその円滑な移行措置のための法整備を要望する。

ど社会的コンセンサスを基に推進する必要あり。

－勤労者の休暇使用促進に向けて持続的に広報を強化していく。

＜算定基礎額の見直し＞

・退職給与制度は事業所の実情によって労使が支給水準及び具体的内容を自由に定めるもので、少子高齢化社会に備え勤労者の安定的な老後生活を保障するため、その最低水準を法的に保障するものである。

－退職金の退職年金への移行過程において適切な給与算定方式について中長期的に検討する必要があるが、法定退職金の算定方式及び最低水準(直近3カ月間の平均賃金)はこれまで 50 数年間、労使合意の下に韓国の法的情緒として根を下ろした事項であるため、特段の労使決断がない限り変更可否について語るのは不適切。

＜確定拠出型退職年金制度への移行＞

・一方、確定給付型(DB 型)と確定拠出型(DC 型)は法律上同等な退職年金制度であり、特定の退職年金制度を誘導するために施策を実施するのは不適切。

－但し、退職年金への全般的な移行を誘導するため継続して税制改善を推進中。

*退職給与引当金の損金認定の縮小・廃止(2016 年まで)、DC 型追加負担金に係る所得控除の拡大(年金貯蓄の合算、3百→4百万ウォン)。

－また、DC 型の導入を希望する企業は、一律的な最低基準を適用するのではなく、多様な負担金支給水準を通じて同意を得ることができる。

・一方、退職年金導入手続きの合理化*を内容とする法改正案が国会に提出されている状況である。

*退職金制度を維持しながら退職年金を並列的に導入し、勤労者の選択によって退職給与制度を設定する場合、勤労者代表の意見聴取手続きにより制度の設定が可能。

4) 非正規職の使用期間制限延長、差別禁止の緩和及び特定派遣の法制度化【雇用労働部】

《建議要約》

韓国における非正規職の割合は就業者全体の約 35%にのぼり、他の先進国と比較しても非常に高い割合となっている。また、2009 年に完全実施された「非正規職保護法」は、雇用労働部発表の正規職転換率を見ても施行前と比しても大幅な変化はなく、必ずしも正規職への転換を促進していない。非正規職労働市場の活性化及び法整備は企業／労働者／行政にとって重要課題であることから、①使用期間の見直し、②「差別処遇の是正」に向けた、行政側の具体的な指針規定の策定、③「常用雇用型派遣事業」の導入に向けた制度検討を要望する。

＜非正規職の使用期間延長及び今後の日程公開＞ 一部受入

・政府は非正規職の使用期間(期間制勤労者の使用期間及び派遣勤労者の派遣期間)を2年から最長4年に延長する内容の法改正案を設けて国会に提出しており(2009.4.1)、同法改正案は現在国会に係留中であるが、与野党間の異見により国会に上程されていない。

・今後、正確な現場状況分析と統計を基に法改正などの政策を推進していく計画。

－今年には期間制勤労者に係る統計的な裏づけのため期間制勤労者の規模、2年経過後の事業主の措置の結果、非正規職の移動経路などの統計を新設して調査しており、

－統計結果と労働市場の状況をモニタリングしながら労使、与野党などの利害関係者の意見収集を通じて期間制に係る制度改善方を模索していく。

＜差別是正の判断基準(不利な処遇、合理的理由)の公開＞ 受入可能

・不利な処遇の判断基準

－不利な処遇とは、期間制・短時間・派遣勤労者が比較対象勤労者に比べて賃金その他の勤労条件などにおいて低い待遇を受けることを意味する。

－不利な処遇か否かを確認することは合理的理由審査以前の段階であり、比較対象勤労者との比較によって客観的に表れた不利な処遇を確認する過程である。

－不利な処遇か否かを判断する方法としては、①細部支給項目と比較して判断する方法、②比較可能な賃金及び勤労条件を範疇化して比較・判断する方法、③賃金及び勤労条件を全体的に比較・判断する方法などがある。

・合理的理由の判断基準

－使用者が期間制・短時間・派遣勤労者を比較対象勤労者に比べて不利に処遇するうえで合理的理由があれば、当該の不利な処遇は正当化され、差別的処遇に該当しなくなる。

－合理的理由の有無は短期勤労、短時間勤労、派遣勤労の特性を考慮して判断し、雇用形態の属性による場合は合理的理由があるものと見られる。

5) 使用者による労働組合への財政支援の禁止【雇用労働部】

≪建議要約≫

先進国においては、労組専従者に対する賃金支払いは不当労働行為として禁止されており、その目的は労働組合の経済的独立性を保障し、健全な労使関係を構築することを主旨としている。一方、韓国でも本年7月より労働組合法改正により労組専従者への賃金支払い禁止の規定が施行されたが、施行にあたり、過渡的措置として「タイムオフ制」が導入されたため、現場にてその解釈、運用について混乱が生じている状況である。については「タイムオフ制度」の廃止を求めるとともに、困難な場合は、中小企業に対するタイムオフの上限を引き下げるとともに、実務レベルの制度運用指針を早急に整備、周知することを要望する。また、複数労組の交渉窓口一本化について、具体的指針を整備され、提示願いたい。

＜常用雇用型派遣事業＞ 長期検討

・常用雇用型派遣は、派遣企業が正規職として雇用し使用企業に派遣するため勤労者の雇用安定に寄与する肯定的な側面はあるが、

－派遣(常用雇用型派遣を含む)が事業主の使用責任を逃れる手段として悪用されたり、既存の正規職が派遣勤労者に取り替わる場合、勤労者の雇用不安と勤労条件の低下が懸念される。

－常用雇用型派遣の場合も雇用関係と使用関係が分離され、勤労者保護のため派遣事業主と使用事業主が守るべき労働法上の責任を遵守する必要があるため、派遣法の対象から除くのは困難。

・従って常用雇用型派遣の制度化など派遣制度の改善については、労使関係専門家の意見を収集して長期的に検討。

＜タイムオフ制の廃止＞ 受入困難

・勤労時間免除制度は、労組専従者に対して使用者が給与を支給してきた不合理な慣行を改善するため「2009.12.4 政労使合意」によって導入された。

－専従者への給与支給禁止条項が1997年労働組合法に規定され、その後3回にわたり13年間猶予となった末に施行されて3ヵ月あまりしか経っていない状況での制度廃止は、法的安定性を阻害し、労使関係の不安をもたらす。

＜タイムオフ制度を維持する場合は中小企業に対する免除限度の上限を設定＞ 受入困難

・勤労時間免除制度は、「2009.12.4 政労使合意」に基づき、勤労時間免除委員会が事業所の実情と労働組合の財政状況などを考慮して下厚上薄の形態で決定したもので、

－施行3ヵ月の状況で上限の軽減について議論するのは不適切。

＜タイムオフ実務指針及び複数労組の窓口一本化指針の整備＞ 一部受入

・タイムオフ実務指針は、「勤労時間免除の限度適用マニュアル」と「分かりやすい勤労時間免除制度」によって現場に普及しており、

－2011.7.1 複数労組の設立許諾前までに関連マニュアル及び案内冊子を製作・配布し、現場教育を実施する予定。

<p>6) <u>国家有功者雇用義務の弾力的運用【国家報勲処】</u> <<建議要約>> 常時20人以上を雇用する事業所では一定割合以上の国家有功者の雇用義務があるが、国家有功者の雇用において求めるレベルの人材がない等、企業にとっての負担が大きい制度となっている。過去の建議において貴政府から「語学力があるなど外国人投資企業が必要とする国家有功者を斡旋する」との回答を得ているが、実際には推薦者の選定方法に問題がある、または、斡旋されている人材に企業側が必要とする人材がほとんど含まれていないのが現状である。ついては、推薦者数のさらなる拡大、もしくは一定数の対象者名簿の提供を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国家報勲処は、従来は就業支援対象者を指定し雇用命令を出していたが、2009.2.6「国家有功者などの礼遇及び支援に係る法律」を改正し2009.8.7 から施行することで、企業などの負担軽減及び人材選択権の幅を広げている。 <li style="padding-left: 20px;">*改正内容:①「雇用命令」という用語を「報勲特別雇用」に改める、②就業支援対象者を5倍率の範囲で推薦し、企業などが選択した人を雇用できるようにして企業に人材選択権を付与。 ・従ってこのような負担の軽減緩和措置は、国内企業はもちろん外国人投資企業も同様に適用を受けるもので、建議された内容は既に制度的に反映(受入れ)されており、就業の推進過程である程度弾力的に運営できる事項であるため、別途の措置は不要。
---	---

2. 金融分野（継続1項目）

項 目	検討意見
<p>7) <u>国外支配株主の支払保証による国内借入の支払利息の損金処理【企画財政部】</u> <<建議要約>> 支払保証のみを取得し、国内金融機関より借入れしているケースでは、実際の資金の流れは国内で完結しているため、他の国内資本の同業他社が行う国内調達と全く同じであり、公平を欠く。このため国外支配株主の支払保証があったとしても、国内金融機関より借入れた金額については、同株主の出資持分の3倍（金融業は6倍）を超過していても、その超過分に対する支払利息及び割引料は、損金算入できるよう改善を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国外支配株主の支払保証も国外支配株主からの借入れと同じく国外支配株主の自己資本出資回避の類型に該当する点を反映し、過少資本税制の適用対象として規定。 <li style="padding-left: 20px;">－国外支配株主は自己資本出資または直接貸付けの際に発生する資金の流動性制約などを考慮して支払保証を選択。 ・国外支配株主の支払保証は内国法人が独自に借入れできない場合に要求され、将来保証債務に転換する可能性が大きい。 <li style="padding-left: 20px;">⇒国外支配株主の支払保証による借入れが国内借入れであるとしても最終負担が国外支配株主である点を考慮すると、その実質は国外支配株主からの借入れと同一であるため、国内・外借入れに関わらず過少資本税制を適用することが妥当。

3. 知的財産権分野（新規6項目、継続13項目）

項 目	検討意見
<p>8) インターネット上の著作権侵害に対する法制度の整備【文化体育観光部】</p> <p>《建議要約》</p> <p>日本の漫画が、雑誌からスキャンされ、日本番組も韓国語字幕が入れられて、インターネット上に不法にアップロードされ公衆送信され続けており、日本企業は深刻な経済的不利益を被り続けている。ISP経由の削除要請が改善される一方、自前のサーバによる侵害に対しては、有効な対抗手段が少ないため、法制度の整備を求める。また、罰則も日本に比べ軽微で犯罪が繰り返される傾向にあるので、罰則の強化を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年、韓国政府は個人サーバにより著作権を侵害した者への取締りを強化。 <ul style="list-style-type: none"> －CHUING サイト運営者に対する捜査及び在宅起訴措置(2010.4)。 －任天堂ゲームチップ販売ショッピングモール(7カ所)及びゲームチップ販売者を捜査(17人)して検察に送致、一部は現在も捜査を継続中。 －任天堂ゲームチップ販売ショッピングモールサイトアクセス遮断措置(16カ所)。 ・また、常習的な不法コピー物のアップローダー(11人)に対し初めてアカウント停止命令処分(2010.11)。 ・現在、不法ダウンロードに対して民事的責任を負わせる著作権法の改正案、ファイル固有サイト(ウェブハードなど)を運営するためには政府に登録させる電気通信事業法の改正案が国会に係留中。 ・2009.3.18 から著作権を侵害して得た犯罪収益金の没収を可能にした「犯罪収益隠匿の規制及び処罰などに係る法律」が改正・施行され、著作権を侵害して得た犯罪収益金の没収を実行中。
<p>9) 韓国での日本CD販売に関する手続き改善【文化体育観光部】</p> <p>《建議要約》</p> <p>韓国で日本CDを発売する場合、申請を提出してから、発売許諾がおりて出荷を行えるようになるまで2～3週間を要し、韓国での発売予定が遅れることがある。手続きの迅速化、簡素化を求めるとともに、手続き(特 JARSAC 登録でない場合)の全貌が不明であるため、手続き・審査基準等の透明性を確保する観点から申請時の必要書類、審査基準等の公開を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CD 発売に係る政府や公共機関による「許可手続き」はない。 ・SJC の述べる KOMCA の「発売許諾」は、KOMCA、即ち音楽著作権者による著作物の「使用承認」の手続きを指す。 <ul style="list-style-type: none"> －これは著作物を利用するために著作権者から著作物の利用承認を得ることである。 －現在、韓国 KOMCA と日本 JASRAC 間では著作物の相互管理契約が締結されている。 －これにより、韓国の音楽著作物を日本で使用したり、日本の音楽著作物を韓国で利用する場合、両国の利用者が韓国や日本を訪問しなくても自国で著作物の利用承認を得ることができ、このような使用承認の手続きは KOMCA も JASRAC も同一である。 ・大抵の日本音楽の場合は音楽著作物の使用承認に2日を要し、日本現地でほとんど使用されていないごく一部の曲の場合は1週間を要するが、SJC の主張のように 2～3 週間を要する

<p>10) <u>韓国向けテレビ番組・劇場用映画ライセンス・ビジネスの問題点【文化体育観光部】</u> <<建議要約>> 未だに日本の番組が地上波枠から締め出されているため、日本番組に対する規制を早急に緩和、市場開放するよう要望する。また、テレビ番組の企画内容(番組フォーマット)のアイデア盗用の防止について、重ねて指導を要望する。</p> <p>11) <u>特許出願手続きの改善【特許庁】</u> <<建議要約>> 韓国特許出願の手続きが、日本やその他先進各国の手続きに比較して、出願人にとってユーザーフレンドリーでない点がある。このため、次の3点の改善を要望する。①拒絶理由通知に対する応答の指定期間を3～4ヵ月間とするとともに、拒絶決定に対する不服申立の期間を長期化する、②マルチのマルチクレームの表現を認める、③特許決定後の一定期間においても分割を可能とする。</p>	<p>承認過程はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> －KOMCA に登録されている日本曲は約7万4千曲あまりで、現在日本内で使われている曲(いわゆる「アクティブ曲」)はほとんどが KOMCA の DB に含まれており、即時照会及び使用承認が可能である。 *申込書の受付から承認完了まで平均2日を要する。 －但し、ごく例外として、利用申請した外国曲(日本曲など)のうち KOMCA の DB に登録されていない曲がある場合、これに対する確認手続きが必要であり、KOMCA では当該の未登録曲の情報を海外の著作権団体(JASRAC など)に求め、権利可否の確認を求める。 *この場合、確認及び承認完了まで約1週間を要する。 <ul style="list-style-type: none"> ・2回の日本放送開放(第1次 2000.6、第2次 2004.1)後、開放に係る議論は中断。 ・韓日両国において放送通信の主たる機関である放送通信委員会と総務省が「韓国・日本放送通信分野の協力に関する覚書(MOU)」を締結(2009.5.11)。 ・日本の放送開放については産業的・文化的影響、国内外における国際通商環境の変化、国民情緒等について幅広く考慮する必要あり。 <ul style="list-style-type: none"> －韓日関係の未来志向的、実用的関係改善の側面から段階的アプローチが望ましい。 ・第2次開放以降の産業的・文化的影響の分析、利害関係者及び専門家の意見収集などを経て開放時期と範囲を決定。 <ul style="list-style-type: none"> －開放による影響分析及び専門家などの意見収集を経て政策方案づくりを推進。 <p><期間延長について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・韓国は特許権行使期間の合理的補償のため審査遅延による特許権存続期間延長制度の導入を推進(2008.10 国会提出)中であり、※日本、欧州(EPO)などは同制度を運営していない。 －基本応答期間の延長は特許権の存続期間と密接な関係*にあるため、 *基本回答期間2ヵ月→3ヵ月に延長した場合、特許権存続期間は最大1ヵ月延長となる。 －同提案の受入可否は存続期間延長制度
--	--

<p>12) 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【特許庁】</p> <p>《建議要約》</p> <p>記録媒体に記憶されたコンピュータプログラムは特許法の保護対象となっているが、コンピュータプログラム自体は特許法の保護対象となっていない。コンピュータプログラムを含む発明の模倣が極めて容易である点からも、その適切な保護のために、実際に市場に流通するコンピュータプログラム自体が特許保護対象であることを明確に規定することを要望する。</p>	<p>の施行後、出願人の期待利益及び存続期間延長による第三者負担などを比較衡量して最終決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方、指定期間内に応答がない場合は期間を延長申請したと見なすように指定期間延長制度を変更することは、拒絶決定通知など最終処分を遅らせることになるため、 <ul style="list-style-type: none"> － 審査処理期間の遅延及び権利不確定期間の長期化により第三者の監視負担も増えるおそれがあるため、国際的調和などを考慮して長期的に検討する。 <p>＜マルチのマルチクレームの引用について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二つ以上の項を引用するマルチのクレームを再び引用してクレームする場合、その発明内容が複雑になり過ぎて第三者、審査官及び裁判所などが権利範囲を把握することが困難なので、 <ul style="list-style-type: none"> － 審査官の業務負担、第三者の理解の容易性、国際的調和を考慮して長期的に検討する。 <p>＜分割出願について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終特許決定後も分割による再出願の機会を追加付与する場合、権利確定遅延による第三者の監視負担の増加及び分割出願急増による審査負担の増加などのおそれがあるため、 <ul style="list-style-type: none"> － 今後、第三者の監視負担及び分割出願の推移などを考慮して分割機会を特許決定後まで拡大する方策を長期的に検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・現行の法体制の下でも記憶媒体に記録されたコンピュータプログラムに対する保護が行われており、技術発展によるネットワークを媒介にしてプログラムを提供する行為について他国の事例を追加収集・分析し、関係業界の意見聴取・世論などを総合的に考慮、係る事項についてより持続的な研究・検討の必要があると思われる。
--	--

13) 外国語出願の導入、PCT出願の補正範囲の拡大について【特許庁】

《建議要約》

外国語の出願をもとに韓国出願を行った場合や、外国語でPCT出願を行った場合に、翻訳ミスがあると、現行の制度では、本来の意図を十分に伝えきれず権利取得において問題が発生している。

については、外国語出願の導入を要望する。また、PCT出願において外国語原文に立ち戻っての手続き補正を可能とするよう要望する。

14) デザイン登録要件及び商標登録要件の改善【特許庁】

《建議要約》

同一出願人であっても、全体意匠を出願した後部分意匠や部品の意匠を出願すると拒絶され、登録を受けることができない。同様に商標制度でも、別々に商標登録を所有していたものを一つにまとめて商標登録したい場合に、新たに広く又は包括的な指定商品で出願すると、同一出願人であっても自社の先行登録を引用され、拒絶となってしまう。

同一出願人による、こうしたケースの出願を許容するため、①先願意匠の一部と同一又は類似の、後願の部分意匠若しくは部品意匠については保護対象とする制度の導入、及び②出願人自らが所有する先行登録商標は引用しない制度ないし運用への改善を要望する。

15) 物品と受像機が分離している場合への画面デザインの保護の拡充【特許庁】

《建議要約》

現行の画面デザイン制度では、物品と画像との一体性が要求されているため、例えばDVDプレーヤーのような物品では、テレビに表示する操作画面などの画面デザインについて保護を受けられない(対象物品をテレビとせざるを得ない)。物品と受像機が分離している場合でも、物品の一部として画面デザインを保護し、デザイン権を取得することを可能とするよう、画面デザインの保護の拡充を要望する。

・現在、2012 年施行をめどに特許取得及び維持手続きに特許法条約(PLT)の趣旨を反映する法改正を推進中。

・法改正を推進する際、外国語出願及び PCT 国際特許出願に係り、出願の原文(外国語)に基づいて補正を可能とする方策の導入も含めて検討する。

・同一人の出願において全体デザイン、部分デザインの出願順により登録可否が異なってくる不合理さを解消し、製品全体のデザインを先に完成し個々の構成部品及び部分的造形に関する細密なデザインを決める業界の実態を反映し、同一人の出願については拡大した先出願主義の適用を排除する予定。

・同内容を盛り込んだデザイン保護法の改正案が国会に上程(2010.7.7)されている。

・同一商品について同一商標が二つ以上共存する場合、需要者及び取引業界での誤認・混同のおそれがあるため、韓国では「1商標1出願主義の原則」を採択。

一 広く包括的な商品を指定した新規出願が本人の先登録商標の指定商品を含んでいれば、以後の誤認・混同防止のため拒絶。

*特に同一商標のうち一部が他人に移転されたり、それぞれ所有者が異なる場合は消費者の誤認・混同を招くおそれがある。

・先登録商標権を放棄せず指定商品追加登録出願を利用して追加される商品を追加し、一つの登録原簿で管理できる。

・ロカルノ分類体系が導入され、デザイン保護法第2条第1号の改正によりデザイン保護対象となる物品がロカルノ分類で定める物品にまで拡大すると、ロカルノ分類第 14 類に属する画像ディスプレイ及びアイコン*は今後独立的な物品として保護可能となる。

*ロカルノ分類 14-04:スクリーンディスプレイ及びアイコン

*ロカルノ分類第 32 類:グラフィックシンボル、ロゴ、表面文様及びデコレーション

・また、登録デザインの保護範囲を「一般の需要者に同一または類似した印象を与えるデザイン

	<p>全て」を含むとし、</p> <ul style="list-style-type: none"> －多用途物品の出現によるデザインの保護範囲を拡大し、物品の用途・機能中心の保護からデザインコンセプト自体を保護できるようにする法改正*が進行中。 *現在、国会に上程(2010.7.7)されている。 ・従って DVD プレーヤーで具現化される画像デザインであっても今後テレビディスプレイやその他の映像及び他の物品に具現化されるデザインにまで保護範囲が広がることも可能。
<p><u>16) 商標出願の先後願に関する規定適用の判断時期【特許庁】</u></p> <p>《建議要約》</p> <p>例えば実際に使用されていない商標登録 A の存在を知らず、同一の商標を第三者が出願した場合(出願B)、当該第三者による不使用取消審判により商標登録Aの取消しが確定し、遡及的に消滅しても、出願Bは、出願時を判断基準とするため拒絶される。よって、商標登録Aが取消された後に、再度、出願手続きをやり直す必要がある。こうした負担を省けるよう、法律適用の判断時を、現行の「出願時」から「決定時」に変更するよう要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先登録商標との類似性についての判断時点を出願時にするか、または審査時にするかについては、原則的に各国の立法政策の事柄である。 －韓国は30年以上出願時点を基準にして類似か否かを判断しており、大法院(最高裁判所)の判例もこれを土台に確立されている。 ・類似か否かの判断時点を登録決定時とする場合、審査の緩急によって当該出願件の登録可否が影響を受ける不合理さが生じる。 －また、審判が請求された場合は、審決確定時まで審査保留による審査遅延及び再審結果により審決が覆される問題も生じる。 ・但し、後出願商標の継続中に無効審判により先登録商標を無効にする審決が確定された場合は、 －先登録商標は最初からなかったものとなり、実質的には登録決定時を基準に先登録商標との類似性を判断する。
<p><u>17) 特許庁ウェブサイト(KIPRIS)での意匠・商標検索について【特許庁】</u></p> <p>《建議要約》</p> <p>韓国特許庁ウェブサイト(KIPRIS)のなかで、英文で提供される公報記載情報の書誌的事項などの一部がハングル文字で表記されており、利用に支障があるため、英語表記を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国特許庁は、海外のユーザー向けに英文サイトのサービス向上を図っている。 －海外ユーザーが容易に利用できるように書誌的事項の英文作成を進めている。 ・中長期的に KIPRIS が提供するほとんどの情報を英文で提供する予定。
<p><u>18) 商標の類否判断に係る審査基準の運用の見直しについて【特許庁】</u></p> <p>《建議要約》</p> <p>現在の商標審査においては、先登録「A」があった場合、結合商標「A+B」、「A+B+C」など、ほぼ全てが拒絶になっており、取引の実態や現実的な混同とはかけ離れた、非常に画一的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商標の類似判断は、対比する二つの商標を全体的、客観的、離隔的に観察して判断することを原則としており、 ・結合商標の場合はその結合が自然だったり、またはその結合によって他の新しい観念が形成される場合には標章を全体的に観察して判断し、そうでない場合は分離観察して標章が全体

な審査運用がなされていると感じる(商標審査基準の21条5項)。商標審査における類否判断の際に、共存登録例の状況、取引の実態、現実的な混同を考慮した審査を行うよう、審査の運用の見直しを要望する。

19) 海外著名商標に関する判断基準の適正化について【特許庁】

《建議要約》

韓国で商標の冒認出願が多い(例:日本の漫画作品を原作とする韓国テレビドラマのタイトルなど)。日本での商品やメディアでの宣伝で実績があっても、韓国特許庁の運用では「海外著名商標」であると認められず、結果として、日本企業の対策費用が莫大になっている。無関係な第三者の登録を認めることは、韓国政府が海賊品の横行を奨励することに等しい。海外の著名商標について判断基準を適正化するよう要望する。

20) 無効審判の請求人適格の制限撤廃【特許庁】

《建議要約》

登録公告から3ヵ月以降は利害関係人と審査官のみに請求人適格があり、誰でも無効審判を請求できるのは登録公告から3ヵ月経過前のみであるが、何人も期間の制約なく請求可能とすることが公益的観点から必要であることから無効審判の請求人適格の制限撤廃を要望する。

的に類似しているか否かを判断する。

・また、審査実務のうえで商標の類似判断をする際、類似性以外にもその商標が使用された場合、市場に「混同」が発生するか否かなどを標章全体的に見て判断している。

・韓国の商標法は先出願主義及び属地主義を採択しているため、海外で著名商標であっても韓国で出願し登録していなければ保護されない。

・海外著名商標の保護のため、韓国に未登録の状態でもその商標が韓国的一般需要者に広く知れ渡っていれば、第三者の商品や営業と混同を招くおそれがある商標登録を排除しており、

・海外著名商標の冒認出願を防止するため商標法第7条第1項第12号では、ある国において特定人の商標として認識されていれば第三者の同一・類似する商標出願に対して登録を排除している。

一立証書類の簡素化のため、会社の周知著名性を立証する書類ではなく、その商品に関する商標が特定人の商標として認識されていることを証明する書類のみを提出すれば済む。

・現行では登録公告日から3ヵ月以内は誰でも(特許法第33条第1項の本文及び第44条関連は除く)無効審判の請求が可能であるが、それ以降は利害関係人と審査官のみが請求できるようになっており、これは審判請求の利益がなければ審判請求権もないという民事訴訟法の基本原則を反映したものである。

一特許審判院の実務上、利害関係人の範囲を拡大認定するからといって利害関係の全くない第三者にまで請求人適格を認めるのではない。

一誰でもいつでも審判請求を提起できるよう特許法を改正すると、特許権者に害を及ぼす目的で無効審判請求を濫発し、特許権者が多大な時間と費用を支払う問題が発生しかねない。

一審判及び審決取消訴訟で請求人適格が争点となり判断に影響を及ぼす場合はごく稀であり、これを審理し判断することが審判官や法官にとって過度な業務負担になるとは思えない。

21) 特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決【特許庁】

《建議要約》

特許権侵害訴訟が地方裁判所などで争われる場合には、被告が対抗手段として無効審判を提起して、対象特許の有効性を特許審判院(さらに特許法院)で争うケースが多いが、対象特許発明が明らかに無効である場合は、法院は特許無効の抗弁及び特許権者の権利濫用を認定する場合があると理解している。紛争の早期解決のため、このような運用を制度上、明確に規定することを要望する。

22) 侵害立証の容易化【特許庁】

《建議要約》

知的財産権侵害訴訟において訴訟提起前には証拠収集の処分の手続がなく、訴訟相手となる予定の者からの情報や証拠の入手が極めて困難である。そのため、起訴前に法院関係者が侵害物品等を調べて何らかの情報を取得することができる制度等の創設を要望する。

さらに、訴訟審理中の証拠収集に関して、営業秘密を含む文書や情報等を提出するよう法院が命令を出すとともに、特別に許された者だけが閲覧できるようにして、営業秘密が漏洩しない手続制度を整備することを要望する。

23) 間接侵害規定の拡充【特許庁】

《建議要約》

特許権の侵害に使われる部品や材料を侵害者に供給する行為等も侵害行為とされるが(間接侵害)、現行法では、その対象を専用部品(その生産にのみ使用する物)に限定しているため、「のみ」の要件が厳格に解釈された場合には救済が難しくなる。知的財産権の保護強化のため、悪意で部品を供給する行為にまで間接侵害の成立範囲を拡大することを要望する。

・利害関係のない第三者が無効審判請求を濫用するおそれがあるため、本建議内容は長期的に慎重に検討する。

・特許侵害訴訟において特許権の新規性が問題となる場合、民事法院の裁判部が制限的に無効の抗弁を認めた事例があり、無効抗弁の認定可否は当該裁判部の法的判断による。

・特許権など産業財産権の無効可否は特許に関する専門知識と経験を備えた審判官で構成された特許審判院で審判を受けるようにするのが最も正確な紛争解決方法であるため、法院の侵害訴訟で特許権などの無効を判断するように制度化するのは望ましくない。

・上記のような理由から侵害訴訟を担当する裁判部の特許無効可否の判断により特許権者または専用実施権者の特許権行使を制限するのは望ましくなく、必要の際は特許審判院の無効審判手続きを通して特許権を無効化するのが望ましい。

＜日本の民事訴訟法第 132 条の4と同じ制度を新設＞ 受入済み

・民事訴訟法において証拠保全手続きに係り「必要性」があれば証人、鑑定人、文書送付嘱託、調査嘱託、検証など全ての証拠調査が可能であるため(民事訴訟法第 375 条)、日本の第 132 条の4が既に具現化されている。

＜訴訟手続きにおける営業秘密漏洩手続きの整備＞ 受入可能

・特許庁は秘密維持命令制度及びこれの違反に係る処罰制度を各種知財権個別法に導入推進中(2008.10 国会に立法案を提出)。

・間接侵害の範囲を拡大することは特許権者の権利濫用及び特許紛争の増加をもたらすおそれがあるため、慎重に検討すべき事柄である。

－したがって、特許権者の権利保護の面、特許権者と第三者との公平性の面、国際的調和の面などを総合的に考慮して制度改善の可否を長期的に検討する。

24) 水際措置の強化について 【関税庁】

《建議要約》

模倣品・海賊版が氾濫している現状が続いており、企業側はその対応のため莫大な費用や人的負担を必要としているのが現状。このため、水際措置が適用される範囲をデザイン権、特許権等へ早期に拡大することを要望する。日本税関で知的財産権侵害品として差し押さえられる輸入品のうち韓国からのものが未だに多くあるため、韓国における輸出時の監視強化を要望する。

25) 偽造品真偽判定教育の機会の拡大
【関税庁】

《建議要約》

税関での偽造品取締りでは、真偽判定する取締り職員の見識が重要であり、税関職員を対象に被害企業が講師として参加する機会が提供されてきた。今年に入り、この税関教育に参加するためには貿易関連知的財産権保護協会(TIPA)会員であることが求められ、高額のTIPA年会費を払うことが出来ない企業は、実質的に政府の水際対策から排除されている。会員でない企業についても税関取締り職員への教育機会を提供するよう要望する。また、警察など他省庁の知的財産侵害取締り職員も、同じ教育機会と一緒に参加するよう要望する。

・特許権など知財権に係る水際措置の拡大を推進中

－拡大権利：特許権・デザイン権・品種保護権・地理的表示

－関税法改正案が国会上程中であり、韓国・EU FTA の発効に合わせて 2011.7.1 施行する予定。

*但し、特許権・デザイン権は2年施行猶予(韓国・EU FTA 協定を反映)

・輸出物品に係る知財権侵害物品の取締り強化を推進中

－日本へ搬出する国際郵便に対し偽造商品密輸の集中取締りを実施。

－知財権侵害おそれのある郵便物の選別及び検査補助業務を民間の知財権専門家に委託(2009.8.24 以後)。

*摘発実績(2009.8～2010.8):284 件/5,903 点 /4,592 百万ウォンを摘発。

・現在、TIPA 非会員企業に対する偽造商品の識別要領教育を推進中で、今後教育機会が拡大できるよう協議を推進中。

－TIPA は知財権税関申告業務の委託機関であり、知財権申告時に商標権者から提出してもらった偽造商品の識別資料などを保有しているため、偽造商品識別など教育の目的に合わせて税関職員の教育をTIPAに委託して実施している。

－また、TIPA による税関職員への教育の際にTIPA 非会員企業も教育に参加している(ソニー、ヨネックス、白光産業、アディダス、MCM など)

－今後、TIPA 会員であるか否かに関わらず教育を希望する企業に対して教育機会の提供拡大に向けてTIPAと協議する。

・税関職員以外にも警察などに対して取締り支援についての教育を実施中。

－特許庁傘下の「国際知識財産研修院」の集合教育課程である「知識財産権指導要員課程」を通じて特許庁・税関・警察・地方自治体公務員を対象に教育を実施中。

*知識財産権指導要員課程：年2回実施(2010 年度)

26) 模倣品の規制・取締り強化、知的財産マ
インド向上【特許庁】

《建議要約》

本年8月より特許庁に「特別司法警察権」が
付与されたところであるが、単なる権限の付与
に終わることの無いよう、特許庁職員による
「特別司法警察権」に基づいた実際の取締り
が、十分な取締り回数により精力的に実施さ
れること、及び、日本企業の被害実態に対応し
た商品や地域を対象に実施されることを要請
する。実効的な取締りとするため、警察など
による取締りスキームを明確にして、SJC(韓国
IPG)と連携した取締りを要請する。

＜偽造商品の規制・取締り強化＞

・特許庁は 2010 年 8 月から商標権特別司法警
察隊を発足した。

*ソウル、大田、釜山3カ所の特司警事務所
に計 15 人の特司警が活動。

・過去の不正競争行為者に対する調査・是正勸
告及び検・警との合同取締りから脱却し、特許
庁単独で偽造商品の製造・流通事犯を摘発して
違反物品を押収・廃棄するなど独自の取締り活
動を強化した。

・IP 追跡システムの構築、デジタルフォレンジッ
ク(Digital Forensics)設備などを導入し、オンラ
イン偽造商品を検査する専担部署であるサイバ
ー捜査チームを新設し、オンライン偽造商品流
通の取締りを強化する予定。

・さらにオープンマーケットを中心に運営されて
いるオンライン偽造商品のモニタリングをポータル
サイトなどでもできるように改善し、オンライン
偽造商品の流通拡散防止に努める。

・国内外の商標権(専用実施権)保有企業及び
外国投資企業団体との懇談会などを定期的に
開催し、取締まりの需要を反映する。

*SJC から日系企業の取締り要望リスト(不法
業者のブラックリストなど)の提供があれば
取締りに積極的に活用する。

＜知財権保護意識の向上について＞

・特許庁は 2009 年から偽造商品の弊害、不法
性について国民認識を向上させるため多様な
国民認識向上事業を強化している。

・一般消費者の偽造商品に対する認識を変える
ためテレビの公共広告、消費者団体との共同P
Rなどにより消費者教育及びクリーンキャンペ
ーンを実施した。

・小規模商人向けに持続的な教育及びキャンペ
ーンを展開し、マーケットでの偽造商品販売行
為の不法性を認識させ、自主的な販売中止を
誘導していく。

・特に、青少年向けの早期予防教育を強化する
ため、偽造商品購入防止に向けた教育用コンテ
ンツなどを製作して普及し(2010.12)、これを拡大
していく。

4. 個別要望事項（新規2項目、継続1項目）

項 目	検討意見
<p>27) 新薬の薬価算定プロセスの改善【保健福祉部】</p> <p>≪建議要約≫ 医療費抑制の観点から新薬の薬価を抑制し切下げの方策が数多く採られており、製薬企業の韓国での事業展開意欲を減退させつつあるだけでなく、新薬が国民の疾患治療に貢献できないケースが発生している。合理性に欠ける薬価算定基準を見直し、薬価交渉時の重複的な製薬企業への負担改善を要望する。</p>	<p>＜新薬の薬価交渉窓口の一本化＞ 受入困難 ・健康保険審査評価院の経済性評価や国民健康保険公団の薬価交渉にはそれぞれ独自の目的があり、いずれも適切な新薬の薬価決定において欠かせない手続きであるため、それ自体の省略は不可能。 ー2体系は維持するものの、施行主体、手続き、基準などの効率性向上に向けて登録手続きを改善した(2009.8 施行)。 *比較対象の薬剤費の効果改善と費用効果性を立証できない場合、①代替薬剤の加重平均価以下で交渉手続きを進行する方法、②再評価実施方法のいずれを製薬企業が選択できるようにした。 *国民健康保険公団の薬価交渉指針において「参考価格」の範囲に経済性評価の価格を含めることで、療養給付の適正性評価及び薬価交渉の連携を強化した。</p> <p>＜医療経済評価について＞ 一部受入 ・現在も健康保険審査評価院の経済性評価金額を国民健康保険公団の交渉過程で交渉参考価格としているが、ただ健康保険審査評価院の経済性評価は比較薬剤のみを対象とした評価であり、交渉時には交渉参考価格の代替薬剤投薬費用などを共に考慮するのが妥当と判断される。</p> <p>＜薬価算定基準の改善＞ 長期検討 ・薬価算定基準は患者診療のみならず保健財政状況を総合的に反映して運営しており、細部に改善する事項がある場合は追って検討する予定。</p> <p>＜生物学的製剤の製造所について＞ 一部受入 ・同一製剤の生物学的製剤が製造元変更のため新薬に準ずる許可手続きを経て、既存製品の許可変更ではない新たな許可証及び製品名を受けた場合は、一見ジェネリック算定基準の適用が妥当でないとも見ることができ、 ・二つの製品が同一の成分・剤形・含量の同一製剤として同一の特許及び製造技術などを共有している場合は、交渉手続きに依るよりはジェネ</p>

28) 薬価事後管理制度の改善【保健福祉部】

《建議要約》

新薬のみならず市販後医薬品についても薬価切下げ制度が重複適用されており、また、「政府によるリベート」とも言える「医薬品低価購買誘導制度」の施行が予定されているなど、企業にとって新薬の開発投資費用と医薬品情報収集・提供活動費用の回収など収益の確保が困難な事業環境となっている。

また、過去に設定された薬価管理制度は本来の導入趣旨を喪失し、不合理な制度へと変質している。特許期間中は薬価切下げを猶予するか、或いは年間の薬価引下げ率に上限を設定することを要望する。

29) 中小企業に配慮した政府調達制度の再施行【調達庁】

《建議要約》

韓国では、政府予算削減を目指して、調達庁に登録された事務機器製造会社を対象に入札競争を実施し、最低価額を提示する会社から供給が行われているが、資金力が豊富で、中小企業より安価を提示できる大企業が落札することがほとんどである。については 中小企業支援策の観点から、過去に韓国政府が行ってきたような、競争入札の際、中小企業に一定割合を割り当てる制度の再施行を要望する。

リック算定基準を適用するのが妥当であり、自社製品の同一価格規定*の適用が可能。

*「薬剤の決定及び調整基準」別表1薬剤上限額の算定及び調整基準第2号ア目
・但し、薬剤給付目録表に同一製剤が6製品以下で登載された場合に限る。

＜特許期間中の薬価切下げ猶予＞ 受入困難
・特許期間中の他の制度による薬価切下げは、実取引価格の事後管理・リベート摘発時の薬価切下げ・使用量-薬価連動制などであり、これは特許有無に関係ないため猶予が不可能。

＜年間引下げ率の上限を設定＞ 受入困難
・初のコピー薬登載によるオリジナル 20%薬価引下げの際、かつて薬価の再評価や既登録リスト整備により薬価引下げがあった場合は最大20%までのみ引下げるなど、重複引下げを防止するための装置を設けているが、

－自己責任による薬価切下げ諸制度(実取引価格の事後管理・リベート摘発時の薬価切下げ・使用量-薬価連動制)に、重複適用の除外と上限の設定を要望する建議は妥当ではない。

＜薬価再評価制度の廃止＞ 受入可能
・先進7カ国の薬価水準に従って実施する薬価再評価制度は 2010 年に実施を留保し、現在廃止を検討中。

＜市場型実取引価格制度の廃止＞ 受入困難
・市場型実取引価格制度は医薬品の不法リベート問題を解消し、市場価格を透明に形成するため 2010.10 から実施した制度である。

・国家契約法及び地方自治団体系法令により契約を締結しようとする場合は一般競争入札が原則。

・但し、中小企業の経営安全の支援に向けて「中小企業協同組合と優先して契約」し、組合員社に一定割合を割り当てる団体随意契約制度を運営したが、

－組合の不公正割当、組合員社の下請け生産納品などの問題点が継続して発生したため、団体随意契約制度を順次的に縮小し、2007 年1月からこれを完全廃止し、競争契約に転換。

	<p>*＜関連法令＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業製品の購買促進及び販路支援に関する法律(中小企業庁所管) ・国家を当事者とする契約に関する法律施行令(企画財政部所管) <p>・但し、中小企業が公正に競争できるよう多様な仕掛けを通して中小企業を積極的に支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> －納品実績(3件以上)と信用ランク(Bー以上)のみ充たせば契約締結を許容し、中小企業の活発な参入を誘導。 －中小企業間の競争物品は中小企業のみ参加できる固有業種であり、多様な制度によって積極的に保護。 <p>・大企業の参加を源泉的に排除。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5千万ウォン以上1億ウォン未満の購入は2段階競争を許諾せず(低価格競争を遮断) ・1億ウォン以上の購入は2段階競争の際に90%の落札率を保障(過度な価格競争を防止)。 －契約品目数の多い家具類は少数品目を生産する中小企業が競争から排除されないよう2段階競争に共同需給制を導入・運用。 <p>・こうした努力の結果、2010年10月末現在、多数供給者契約締結企業のうち98.2%が中小企業であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> －全体の納品実績において中小企業が占める割合も毎年大幅に急増し、2010年10月末現在73.9%を記録。
--	---

6. 生活環境改善事項（新規1項目）

項 目	検討意見
<p>30) 交通問題についての改善【警察庁】</p> <p>≪建議要約≫</p> <p>未整備車両及びオートバイの歩道走行の取締りの強化を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年二輪自動車の運行文化改善に向けて二輪自動車の法規違反、特に歩道への乗り入れ・信号違反及びヘルメット未着用などの事故要因行為に対し集中啓発・取締りを実施している。 ＊2010年6～10月(5ヵ月間)まで二輪自動車特別啓発・取締り期間を決めて集中取締りを実施し、毎年二輪車に対して集中取締りを実施している。

ソウルジャパンクラブ建議事項および検討意見(税務関連)

2010年6月28日

企画財政部

※ 税務関連については、全体の建議に先んじて提出し、回答を得たものです。

1. 資料提出期限延長および加算税適用特例(国際租税調整に関する法律、以下「国租法」
§ 11,13)

<建議内容>

現行	建議内容
<p>□国際取引明細書は法人税申告期限までに提出すべきであり、但しやむをえない場合、納税義務者の申請を受けて1年の範囲で延長承認可能(国租法 § 11、国租令 § 20、国租令 § 21)</p> <p>○正常価格算出方法に関する証明資料を保管・具備して合理的に選択・適用した場合、過少申告加算税を賦課しない(国租法 § 13、国租令 § 23)</p>	<p>□法人税申告期間が短く(3ヵ月、米国9ヵ月、中国5ヵ月)、その他企業の資料を活用しにくい点があるため延長が必要</p> <p>○国際取引明細書提出期限を法人税申告期限から6ヵ月まで延長必要</p> <p>○所得金額調整が必要な場合、過少申告加算税なしで修正申告が可能ないように変更が必要</p>

<検討意見:一部受入れ>

- ①国際取引明細書の提出期限を事業年度終了後9月末に延長する方案は、法人税申告期間変更問題が関連するため慎重な検討が必要(課税資料作成遅延、税収管理問題など)
- ②但し、申告期限後、確認された重要な情報により修正申告する場合は加算税を免除する予定。
 - 法人税申告期間が短く、取引純利益率法などによる移転価格の検証は、5月以降その他企業の財務財表を確認することによって可能であるという点を考慮。
 - 修正申告および加算税免除に対する確認的規定を新設することによって、納税者の不便を解消する予定。

2. 過少資本税制関連の源泉徴収税額の調整(国租令 § 28)

<建議内容>

現行	建議内容
<p>□過少資本税制関連の源泉徴収税額の計上調整後、還付される税額がある場合は納税地管轄税務署長に還付を申請(国租令 § 28)</p> <p>○還付を申請する税額がある場合、別紙第10号の3(源泉徴収税額調整明細書)書式を提出(国租規則 § 7の3)</p>	<p>□別紙第10号の3書式を提出した以後も別途の還付申請がない場合は還付しない事例がある。</p> <p>○還付要請と関連した別途書式を用意したり、</p> <p>○別紙第10号の3書式提出時に課税当局が期限内に還付をするように規定する必要あり。</p>

<検討意見:検討可能>

- ①還付を受ける税額がある場合、国租規則 § 7 の 3 による別紙第 10 号の 3 書式を添付して、納税地管轄税務署長に別途国税の還付を申請すること
- 納税者の便宜向上のために源泉徴収税額調整明細書(別紙第 10 号の 3 書式)の作成要領欄に還付と関連した手続き内容を詳しく記入する方案を検討する予定。

3. 供給前に発行された税金計算書の仕入税額控除(付加価値税法施行令 § 54)

<建議内容>

現行	建議内容
<input type="checkbox"/> 仕入税額控除が可能な供給時期前に交付された税金計算書(付加価値税法施行令 § 54) <input type="checkbox"/> 交付日から 7 日以内に代価の支払いを受ける場合 <input type="checkbox"/> 契約書によって代金請求時期と支払時期が別途記載され、 -代金請求時期に税金計算書の交付を受けて ERP システムに保管 -代金請求時期と支払時期の間が 30 日以内	<input type="checkbox"/> 供給前に発行されたすべての税金計算書に対して仕入税額を控除

<検討意見:受入困難>

- 税金計算書は付加価値税制度の運営において取引証憑、税額計算などの根拠になる重要な資料として、
- 仕入れと売上げの相互検証(cross-check)を可能にする根幹になるため、厳格に認定しなければならない。
- 但し、商取引の慣行上、税金計算書が代金請求書を代替しており税金計算書交付後、一定期間以後に代金決済が行われている現実を勘案して、
- 税金計算書交付後、代金支払い準備に必要な最低期間(7 日)以内に、代金支払いが行われる場合(付加価値税法施行令 § 54②)および
 -一定要件を備えた場合(付加価値税法施行令 § 54③)にのみ、きわめて制限的に先に発行された税金計算書を適法な税金計算書と認定
- 供給前に発行されたすべての税金計算書を適法と見て、仕入税額控除を許容する場合、
- 財貨やサービスの供給なしに不当に還付を受ける事例が憂慮されるだけでなく、
 -供給時期と関係なく、課税期間別納付税額を事業者が決められることになる問題が発生
- また、財貨引渡し時を供給時期と見て、税金計算書を交付する供給時期規定自体が無意味になり、
 -供給時期に税金計算書を交付して、代価を授受する付加価値税制度の根幹が崩れて制度運営自体が不可能になる。
- ※供給時期以後、同一課税期間に発給された税金計算書に対して加算税を賦課するが、仕入税額を控除(付加価値税法施行令 § 70 の 3⑥)することは、代価の支払いが前提となつて不正事例発生の憂慮が少ないため。

4 外国本社合併・分割時、国内子会社株式の譲渡差益課税除外(法人税法 § 93)

<建議内容>

現行	建議内容
<input type="checkbox"/> 外国本社の合併・分割などで外国本社が保有する国内子会社株式が移転される場合 <input type="checkbox"/> 有価証券の個別的譲渡と見て課税	<input type="checkbox"/> 構造調整に伴う資産の形式的移転に過ぎないため、譲渡とは見ず、課税除外

<検討意見:慎重検討>

- ① 現在、関連課税案件が大法院上告審で係争中であり、課税可否に関しては上告審判決を見守る必要がある。
- 但し、同課税案件に関しては国税庁例規および第1審・控訴審判決すべてが課税と決定した。
- 合併・分割などに伴う資産の移転も資産譲渡と見て課税することが国内税法の原則である点などを参考にする
- ②課税確定時、外国法人の合併・分割など構造調整に伴う国内子会社の株式移転に対する税制支援の導入は慎重に検討する必要あり。
- 国内税法は一定要件*を備えた内国法人の合併・分割に限り、構造調整に伴う資産の包括的・形式的移転と見て例外的に譲渡差益に対する課税を繰り延べる。
- * 事業目的、事業の継続性、持分の連続性などは、内国法人の経営効率性向上のための構造調整を支援するための趣旨であるため、外国法人に対して同一に適用することは難しい。

5 中小企業範囲判定時、為替レート変動に伴う海外親会社の資産規模の判断関連(租税特例制限法施行令 § 2)

<建議内容>

現行	建議内容
<input type="checkbox"/> 中小企業の範囲判断時の実質的独立性基準* *現在の中小企業基本法では、実質的独立性基準を規定して租税特例制限法でこれを準用している。 <input type="checkbox"/> 資産総額が5千億ウォン以上の会社(親会社)が30%以上出資した企業ではないこと -海外親会社の資産総額は直前事業年度末または直前事業年度平均為替レートを適用して少ない金額とする。	<input type="checkbox"/> 実質的独立性基準の緩和 <input type="checkbox"/> 同左 -海外親会社資産総額判断時、急激な為替レート変動前の為替レートまたは過去3年の平均為替レートなどを適用

<検討意見:受入困難>

- 中小企業の範囲に関連して実質的独立性を判断する時、
- 外国法人の資産規模は直前事業年度末の為替レートまたは直前事業年度の平均為替レートを

適用して計算した金額のうちの少ない金額として、年末の急激な為替レート変動に伴う被害が無いようにしている。

○過去 3 年の平均為替レートなどを使用して海外親会社の資産を評価するのは行き過ぎた特恵として現行税法上でもその事例*がないこと

* ①金融機関が保有する外貨建資産・負債は当該事業年度終了日の為替レートで評価(法人税法施行令 § 76)

②国外支配株主出資金の 3 倍(金融業は 6 倍)を超過する借入金の支払利子に対して損金不算入する過少資本税制の適用時、外貨借入金は当該事業年度終了日または日別の為替レートを適用して計算(換算方式の選択時には 5 年間継続して適用、国租令 § 24)

6. 非居住者・外国法人に対する源泉徴収義務者の支払明細書提出義務範囲の明確化(所得税法 § 164 の 2、法人税法 § 120 の 2)

<建議内容>

現行	建議内容
<p>□(原則)非居住者・外国法人に国内源泉所得を支給する者は、翌年 2 月末までに管轄税務署長に支払明細書を提出(所得税法 § 164 の 2、法人税法 § 120 の 2)</p> <p>□(例外)税法・租税条約による非課税・免除所得→支払明細書提出の免除</p> <p>○例外縮小(2010.2.4 改正、7.1 施行)</p> <p>-税法による非課税・免除所得のうち非課税・免除申込書を提出しない場合→支払明細書を提出</p>	<p>○規定不明確</p> <p>-税法・租税条約による非課税・免除所得*に対しても支払明細書提出が必要であるかどうか</p> <p>*(例)国内滞在日数 183 日未満の非居住者に支給する講演料(その他所得)</p> <p>-提出が必要な場合、実務的な不便が予想される。</p>

<検討意見:現行で十分>

- ①非課税・免除所得の場合にも、事後管理および情報交換に活用するために該当所得および課税関連情報が必要
- 改正規定では、非課税・免除申込書提出対象所得は申込書によって情報が確保されるため支払明細書の提出を免除するものの、
 - 非課税・免除申込書の提出対象でない所得は、情報を確保するために支払明細書を提出するようにした。
- 居住者*に源泉徴収対象非課税・免除所得の支給時にも、同じ趣旨で原則的に支払明細書を提出するように規定
 - * 内国法人に支給される源泉徴収対象非課税・免除所得は、非課税所得明細書などによって確認可能であるため支払明細書の提出を免除
- ②改正規定の文言および趣旨に照らしてみると、非課税・免除所得に対する支払明細書の提出可否は明確
- 租税条約による非課税・免除所得は、一律的に非課税・免除申請書を提出するようにしており(所得税法施行令 § 156 の 2、法人税法施行令 § 98 の 4)
 - 支払明細書提出を一律に免除した反面(所得税法施行令 § 216 の 2①6 号、法人税法施行令 § 162 の 2①6 号)

* 国内滞在日数 183 日未満の非居住者に支給する講演料(その他所得)は、個別租税条約によって非課税・免除されるものであるため、非課税・免除申請書の提出対象→支払明細書提出は不必要

○税法による非課税・免除所得は、個別規定により非課税・免除申請書提出対象者の場合とそうでない場合があるため

-前者の場合は支払明細書提出を免除するものの、後者の場合には支払明細書を提出するよう改正した。